

令和3年10月4日

保護者の皆様へ

南知多町教育委員会  
教育長 高橋 篤

## 緊急事態宣言の解除に伴うお子様の出席の取り扱いについて

保護者の皆様には、本町の教育活動に対し、日頃よりご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

このたび、令和3年10月1日に愛知県の緊急事態宣言が解除され、厳重警戒措置に移行されました。引き続き感染防止に努め、お子様が安全・安心な学校生活を送ることができますよう、下記についてのご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 登校に際して

- (1) ご家庭で、毎朝、検温と健康観察をしてください。
    - 学校が配付する記録用紙に記入し、毎日、提出してください。
    - お子様に発熱等の風邪症状がある場合は自宅で休養させてください。すぐに治まった場合（例：夜に発熱し、翌朝解熱）でも、念のため1日程度登校を控え、受診することをご検討ください。
    - 同居のご家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も、登校を見合わせる等の対応をお願いします。ご家族の健康状況の把握・確認にご協力ください。（これらの自宅休養の扱いは「欠席」ではなく「出席停止」とします）
  - (2) 登校後、お子様に発熱や咳の症状が見られた場合、帰宅させますので、保護者の方のお迎えをお願いします。
    - この場合も、「早退」ではなく「出席停止」になります。
  - (3) 緊急事態宣言の解除に伴い、感染懸念によりお子様の登校を自粛する場合の「出席停止」の扱いを取りやめます。
  - (4) ワクチン接種のため欠席、遅刻、早退する場合は「出席停止」として扱います。また、接種後に生じた副反応のため欠席、遅刻、早退する場合も同様に「出席停止」です。該当する場合は、学校への連絡をお願いします。
  - (5) ワクチン接種を受ける又は受けないことによって差別・いじめが起こることのないよう、次のように指導をします。
    - ・ワクチン接種は強制ではないこと。周囲に接種を強制してはいけないこと。
    - ・身体的な理由や様々な理由によってワクチンを接種することができない人や接種を望まない人もいること。また、その判断は尊重されるべきであること
- ※町からは、12歳以上の児童生徒に接種券等を発送しています。

#### 2 備考

- その他の学校生活については、これまでと同様、感染拡大防止に配慮しながら進めていきます。

※ 当面の間は、以上のような対応をしていきますが、状況が刻々と変わっております。変更する場合には、学校を通して連絡させていただきます。

(担当) 南知多町教育委員会 学校教育課(八谷)

TEL : 0569-65-0711 (内 555) FAX : 0569-65-2685

E-mail gakkyou@town.minamichita.lg.jp